

北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
---------------	---

目 次

◇ 規 則 ページ

- 北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部
給与課】 2
- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政・変革局税務
部税制課】 10

◇ 告 示

- 指定納付受託者の指定【都市整備局道路部道路維持課】 11

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約
課】 12

北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第71号

北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市旅費条例施行規則（昭和38年北九州市規則第121号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを削る。

第1条第1項本文中「北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号。以下「条例」という。）第5条に規定する」を削り、「変更する」を「その変更をする」に、「旅行依頼書（以下）を「旅行依頼書（以下この条において）に、「を記載し、又は記録し」を「の記載又は記録をし」に、「提示しなければ」を「通知してしなければ」に改め、同項ただし書中「を記載し、又は記録し、これを提示する」を「の記載又は記録をする」に改め、同条第2項中「を提示しなかった」を「に記載又は記録をしなかった」に、「を記載し、又は記録し、これを当該旅行者に提示しなければ」を「の記載又は記録をしなければ」に改め、同条を第4条とし、第1条から第3条までとして次の3条を加える。

（定義）

第1条 この規則において、「職員」、「出張」、「勤務場所」、「旅行命令権者」、「赴任」、「遺族」、「配偶者」、「退職等」又は「旅行命令等」とは、それぞれ北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号。以下「条例」という。）第1条、第2条第1号から第3号まで、第3条第3項第1号又は第4条第1項に規定する職員、出張、勤務場所、旅行命令権者、赴任、遺族、配偶者、退職等又は旅行命令等をいう。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 市長等 市長、副市長、常勤の監査委員及び教育委員会教育長をいう。

（2） 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

（条例第2条第4号に規定する規則で定める者等）

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定す

る旅行業者

- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第3条に規定する規則で定める場合等）

第3条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項、第2項及び第3項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第13条、第15条第1項及び第16条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

。

(1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

本則に次の18条を加える。

(条例第6条に規定する規則で定める種目及び内容)

第5条 条例第6条に規定する規則で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、次条から第15条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第9条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（県外旅行（勤務場所と旅行の目的地が同一の都道府県に存しない場合をいう。ただし、勤務場所が北九州市又は下関市である場合で、旅行の目的地が下関市又は北九州市である場合の北九州市と下関市との間の旅行を除く。）において、市長等及びこれに随行する者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等及びこれに随行する者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第7条 船賃は、船舶（海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第9条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号

から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金 (市長等及びこれに随行する者に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級 (市長等及びこれに随行する者が移動する場合には、最上級) の運賃の額とする。

(航空賃)

第8条 航空賃は、航空機 (航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業 (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。) の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段 (前号に規定する自動車を除く。) を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 任命権者が定める職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車（任命権者が定める基準に基づいて登録を受けた自家用自動車に限る。）を使用して旅行した場合の、路程に応じ市長が定める1キロメートル当たりの定額により算出した額

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して市長が定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第6条から第9条までの規定による費用（第15条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して市長が定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第15条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市長が定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第14条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第15条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日

から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

（退職者等の旅費）

第 16 条 条例第 3 条第 3 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第 17 条 条例第 3 条第 3 項第 2 号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

（旅行依頼による場合の旅費）

第 18 条 条例第 3 条第 5 項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第 19 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 6 条第 1 項各号、第 7 条第 1 項各号、第 8 条第 1 項各号及び第 9 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条第 1 項並びに条例第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（通勤手当との調整）

第 20 条 旅行者が北九州市職員の給与に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 24 号）第 15 条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下の条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、

旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。ただし、旅行命令権者が当該旅費を支給することが適當と認める場合は、この限りでない。

(勤務場所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第21条 勤務場所又は旅行地（以下この項において「勤務場所等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、勤務場所等以外の地から目的地に至る旅費の額と勤務場所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から勤務場所以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務場所以外の地に至る旅費の額と旅行地から勤務場所に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1及び別表第2を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市旅費条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び第4項において「施行日」という。）以後に北九州市旅費条例の一部を改正する条例（令和7年北九州市条例第48号。以下この項において「改正条例」という。）による改正後の北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号。以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の北九州市旅費条例（以下この項及び次項において「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該

旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第3条の規定は、改正後の条例第3条第6項及び第7項に規定する者が同条第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第16条及び第17条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第72号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第14号様式の別紙1中

本人該当区分					
未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生

特親	本人該当区分					
	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生

に改める。

第15号様式の別添（表）中

所得控除	雜捐	障・寡・ひ・勤	
	医療費	配偶者	
	社会保険料	配偶者特別	
	小規模企業共済	扶養費	
	生命保険料	基礎控除	

を

所得控除	雜捐	障・寡・ひ・勤	
	医療費	配偶者	
	社会保険料	配偶者特別	
	小規模企業共済	扶養費	
	生命保険料	特定親族特別	

に改める。

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

北九州市告示第469号

北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立下曽根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曽根駅南口自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場における使用料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月24日

北九州市長 武内和久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
株式会社日本コ ンラックス	埼玉県坂戸市千 代田五丁目3番 8号	令和7年12月 1日	令和7年12月 1日から令和8 年3月31日ま で

北九州市公告第866号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月24日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	折尾中間線（区画整理）道路改築工事（7-1）
	工事場所	北九州市八幡西区堀川町
	工事内容	工事長 221.0メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和9年1月29日まで
	予定価格	1億3,867万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	その他	この工事は、ICT活用工事の試行対象工事（受注者希望型）及び交替制による月単位週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札 参加資格（ 次のいずれ にも該当す る者である こと。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	令和2年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	<p>（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和6年度又は令和7年度に発注した予定価格（注4）7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>（2） 本市が発注した予定価格7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和7年12月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>
3 契約条項 を示す場所 及び期間	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加 資格確認申 請書の提出 期間		<p>（1） この公告の日から令和8年1月9日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>（2） 令和8年1月13日 午前9時から正午まで</p>
5 入札書の 受付期間		<p>（1） 令和8年1月22日及び同月23日 午前9時から午後7時まで</p> <p>（2） 令和8年1月26日 午前9時から午後4時30分まで</p>
6 開札の場 所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和8年2月3日 午前9時00分
7 入札及び 契約に關す る条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無 効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
		（1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
		（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
		（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
		（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
		（1） この工事に係る技術者については、建設業法（昭和24年法律第100号）等関係法令を遵守し、請負代金額及び下請代金総額に応じて、適切に配置すること。なお、当該技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者を配置すること。

- 9 その他
- (2) この工事は、本市が定める要件に該当すれば、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置ができる工事である。本市が定める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人及び技術者の配置等に関する運用」を参照すること。
 - (3) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
 - (4) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。
 - (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第867号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月24日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	折尾東西線他道路照明灯設置工事（7-2）
	工事場所	北九州市八幡西区北鷹見町ほか
	工事内容	道路照明灯の設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和8年7月31日まで
	予定価格	1,865万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	その他	この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、現場説明書（特記仕様書）を確認すること。
2 競争入札 参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畠区内にあること。
	実績	令和2年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,400万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、Bランク業者については予定価格400万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>(2) Aランク業者については予定価格1,400万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、Bランク業者については予定価格400万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和7年12月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>
3 契約条項 を示す場所 及び期間	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加 資格確認申 請書の提出 期間	(1) (2)	この公告の日から令和8年1月9日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで 令和8年1月13日 午前9時から正午まで
5 入札書の 受付期間	(1) (2)	令和8年1月22日及び同月23日 午前9時から午後7時まで 令和8年1月26日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場 所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和8年1月27日 午前9時5分
7 入札及び 契約に關す る条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	<ol style="list-style-type: none"> (1) この工事に係る技術者については、建設業法（昭和24年法律第100号）等関係法令を遵守し、請負代金額及び下請代金総額に応じて、適切に配置すること。なお、当該技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者を配置すること。 (2) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (3) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (4) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。